

ISMAP 運営規則

令和 2 年 6 月 3 日

(令和 3 年 1 2 月 2 0 日最終改定)

ISMAP 運営委員会

改定履歴

日付	改定内容
令和２年　６月　３日	ISMAP に関する規程等を施行
令和２年　８月２０日	誤記の修正などの軽微な改定
令和３年１２月２０日	誤記の修正などの軽微な改定

目次

第1章 総則	1
1.1 本規則の目的	1
1.2 用語の定義	1
1.2.1 制度所管省庁	1
1.2.2 ISMAP 運営委員会	1
1.2.3 ISMAP 運用支援機関	1
第2章 ISMAP 運営委員会	1
2.1 委員会の構成	1
2.1.1 委員	1
2.1.2 委員会への出席	1
2.2 委員長の選任	1
2.3 委員会の開催	1
2.3.1 定例の開催	1
2.3.2 その他の開催	2
2.3.3 開催の成立	2
2.4 委員会における意思決定	2
2.5 議事等の取り扱い	2
2.5.1 非公開の原則	2
2.5.2 規程等の改訂等における透明性の確保	2
第3章 ISMAP 運用支援機関	2
3.1 事務の範囲	2
3.1.1 委任の範囲	2
3.1.2 様式の改定に係る委任	2
3.2 事務の委託	3
3.2.1 委託の範囲	3
3.2.2 委託における配慮事項	3
3.3 所管省庁による監督	3
第4章 その他	3
4.1 本規則の改定等	3

第1章 総則

1.1 本規則の目的

本規則は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）基本規程」（以下、「基本規程」という。）9.4に規定に基づき、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」（以下、「本制度」という。）の業務運営や ISMAP 運営委員会（以下、「委員会」という。）の組織・手続に関する詳細を定める。

1.2 用語の定義

1.2.1 制度所管省庁

本制度を運用する省庁で、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、デジタル庁、総務省及び経済産業省をいう。

1.2.2 ISMAP 運営委員会

サイバーセキュリティ戦略本部決定に基づき制度所管省庁の下に設置される、有識者等で構成された本制度の運用に係る最高意思決定機関をいう。また、ISMAP 運営委員会を運営する事務局を NISC に置く。

1.2.3 ISMAP 運用支援機関

「ISMAP 基本規程」9.3の規定に基づき、本制度の運用に係る事務を ISMAP 運営委員会から委任された機関。

第2章 ISMAP 運営委員会

2.1 委員会の構成

2.1.1 委員

委員は別紙のとおりとする。

2.1.2 委員会への出席

委員会には、別紙の委員及び制度所管省庁が出席するものとする。

2.2 委員長を選任

委員会には委員長を1名置く。委員長は委員の互選により決定する。

2.3 委員会の開催

2.3.1 定例の開催

委員会は、四半期に一回、定例的に開催するものとする。

2.3.2 その他の開催

委員長は、前項以外に必要と認めるときには、委員会を開催することができる。

2.3.3 開催の成立

委員会の開催は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2.4 委員会における意思決定

委員会は、登録の決定その他の決定を行う際には、委員による議決を経なければならない。議決は、出席した委員の過半数の賛同をもって成立する。制度所管省庁が意見を表明した場合は、ISMAP 運営委員会は、当該意見を斟酌した上で決定を行うものとする。

2.5 議事等の取り扱い

2.5.1 非公開の原則

登録に関する議事の内容は、原則非公開とする。ただし、委員会の開催の事実は原則として公表しなければならない。

2.5.2 規程等の改訂等における透明性の確保

制度の規程や基準等の改訂や更新にあたり、特にその改訂等がクラウドサービス事業者や監査機関への要求事項に関わる場合、委員会における決定の前に、意見公募を行う等、透明性の確保に努めなくてはならない。

第3章 ISMAP 運用支援機関

本章においては、ISMAP 運用支援機関が担う事務について定めるものとする。

3.1 事務の範囲

3.1.1 委任の範囲

委員会は、ISMAP 運用支援機関に対して、基本規程第3章から第5章及び第8章の事務のうち、登録及び削除の決定並びに規程等の決定以外の事務を委任する。

3.1.2 様式の改定に係る委任

前項の規定に関わらず、委員会は、ISMAP 運用支援機関に対して、基本規程第8章8.1に規定する規程等の決定のうち、申請・届出等に係る様式の変更や規則等（ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドライン及び ISMAP 標準監査手続を含む）に係る軽微な改定について委任する。ISMAP 運用支援機関はこれらの文書を改定する場合には、その内容についてあらかじめ委員長に確認するものとする。

3.2 事務の委託

3.2.1 委託の範囲

ISMAP 運用支援機関は、基本規定第4章、第5章のうち監査機関に関する事務その他本制度における監査機関の評価及び管理に関する事務について、情報セキュリティ監査制度及び監査機関の質の確保に精通した民間団体に、委託することができる。

3.2.2 委託における配慮事項

ISMAP 運用支援機関は、前項の規定に従って委託を行う場合には、委託先の選定において、制度運用の中立性に配慮しなければならない。

3.3 所管省庁による監督

制度所管省庁は、ISMAP 運用支援機関の業務が適切に実施されるよう、ISMAP 運用支援機関との間で運用状況の共有や調整を行わなくてはならない。

第4章 その他

4.1 本規則の改定等

本規則の改定等は、委員会の議決によって行う。